

navigation

在宅で生活する障がい者およびその保護者を対象に、在宅障害者支援手当が支給されます

福祉対策課 障害福祉係 ☎0977-75-1111（内線 163）

【対象者】

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちで、以下の受給資格要件を満たしている人に支給されます。

①平成25年1月1日～ 12月31日までの期間を対象として、1年間継続して杵築市に住所を有している人

②平成25年度市町村民税所得割が非課税の人

【支給要件】

以下のいずれかに該当する場合、その期間の手当は支給されません。

①障害児福祉手当および特別障害者手当の支給を受けていた期間

②介護、高齢者施設や障がい者施設に入所していた期間

【支給額】

①身体障害者手帳

1級～3級の交付を受けた18歳以上の者	年額5,000円
4級～6級の交付を受けた18歳以上の者	年額3,000円
1級～6級の交付を受けた18歳未満の児童	年額5,000円

②療育手帳

Aの交付を受けた18歳以上の者	年額5,000円
Bの交付を受けた18歳以上の者	年額3,000円
A・Bの交付を受けた18歳未満の児童	年額5,000円

③精神保健福祉手帳

1級の交付を受けた者	年額5,000円
2級又は3級の交付を受けた者	年額3,000円

※支給要件を備えた月が12月に満たない場合は、支給額を月割で計算し支給されます(10円未満切捨)。月に1日でも条件を備えない日があれば、その月は支給対象月とされません。
※振込口座振替の記入漏れや記入間違いが多く見られます。窓口にお越しの際は通帳をお持ちください。返信用封筒で郵送される際は、十分に注意してご記入ください。

※案内は、障害者手帳をお持ちの人(障害児福祉手当および特別障害者手当を受けている人を除く)に送付されます。

【申請締切日】 3月31日(当日消印有効)

【申請書提出先】 杵築市役所(杵築庁舎・山香庁舎・大田庁舎)福祉対策課窓口で受け付けております

navigation

「おむつ代に係る医療費控除確認書」で所得税や住民税の医療費控除を受けることができます

高齢者支援課 介護保険係 ☎0977-75-1111（内線 136）

「おむつ代に係る医療費控除確認書」とは、医師による「おむつ使用証明書」に替わって杵築市長が発行するものです。「おむつ代に係る医療費控除確認書」発行の対象となるのは、下記の条件に該当する人です。

【対象者】(①～③全てに該当すること)

①おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降であること

②本人又は扶養者がおむつを使用し、要介護又は要支援の認定を受けていること

③おむつを使用した年または前年(介護認定期間が13ヵ月以上の場合)の主治医意見書内の「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)」がBまたはCに該当し、「現在あるかまたは今後発生の可能性の高い状態とその対処

方針」の『尿失禁』が「あり」に該当すること

【おむつ使用確認書発行の手続き】

①「おむつ代の医療費控除に係る主治医意見書の内容確認申請書」を市役所へ提出します

②後日市役所から、該当する人には「おむつ代に係る医療費控除確認書」が、該当しない人には「おむつ代に係る医療費控除確認書非該当通知書」が送られてきます

【申請に必要なもの】

・申請書(各庁舎介護保険窓口で受け取ることができます)

・印鑑

・おむつ使用者の被保険者証

・前年の確定申告書(前年のおむつ使用証明書またはおむつ使用確認書でも可)

navigation

杵築市嘱託員を募集します

教育委員会 生涯学習課 ☎0977-75-2413

【勤務場所】 山香地域及び杵築地域の地区公民館

【業務】 地区公民館長

①地区公民館建物の鍵管理及び施設管理

②地区公民館を中心とした公民館事業並びに管轄地域の連絡調整

③地区公民館新聞等の発行

④住民自治協議会事務に関すること

⑤山香地区公民館については、このほか行政との連絡調整事務等

【募集人員】 若干名

【任用期間】 平成26年4月1日～平成27年3月31日

【勤務条件】

●報酬月額・・・15万円

●諸手当・・・市の規定により通勤手当等を支給します

●休暇・・・勤務時間に応じ年次有給休暇が取得できます

●勤務時間・・・開館日の8時30分～17時

●その他・・・法定の社会保険制度が適用されます

【受験資格】

資格は問いませんが、パソコン(エクセル・ワード)を使用できる人

※地方公務員法第16条に該当する人は応募できません

【申込方法】

教育委員会生涯学習課(〒879-1307 杵築市山香町大字野原1010番地2)宛に、履歴書(市販のもので可)を郵送または持参してください。郵送の場合は、必ず封筒に受験申込であることを明記してください。

【募集期間】 平成26年1月6日(月)～1月27日(月)

※土・日、祝日を除く、8時30分～17時

【試験】 作文および面接 ※平成26年2月上旬を予定

navigation

女性のがん検診無料クーポン券ご利用がまだの人はお早めに！

子育て・健康推進課 ☎0978-64-2540(健康推進館)

6月に送付したがん検診の無料クーポン券の**使用期限は2月28日(金)**です。まだ受診していない人は、指定の医療機関でがん検診を受けましょう。

【送付対象者】(平成25年4月1日時点の年齢)

子宮がん・・・20歳／25歳／30歳／35歳／40歳

乳がん・・・40歳／45歳／50歳／55歳／60歳

navigation

小学校・中学校臨時講師を募集します

教育委員会 学校教育課 ☎0977-75-2411

【勤務場所】 市内小・中学校

【業務】 臨時講師

(複式支援教員、小・中学校少人数指導等支援要員)

【募集人員】 若干名

【任用期間】 平成26年4月1日～平成27年3月31日

【勤務条件】

●報酬月額・・・職務内容により、17万円、20万円、24万円

●諸手当・・・市の規定により通勤手当、期末勤勉手当等支給します

●休暇・・・規定により、年次有給休暇を付与します

●その他・・・法定の社会保険制度が適用されます

【受験資格】

●資格・・・小学校教員免許又は、中学校教員免許(国語、数学、英語)

※地方公務員法第16条に該当する人は応募できません

【申込方法】

教育委員会学校教育課(〒879-1307 杵築市山香町大字野原1010番地2)宛に、履歴書(市販のもので可)を郵送または持参してください。

【募集期間】 平成26年1月6日(月)～1月31日(金)

※土・日、祝日を除く、8時30分～17時

【試験】 面接 ※平成26年2月下旬を予定

navigation

平成26年度 別杵速見地域広域市町村圏事務組合の入札参加資格申請を受付けます

別杵速見地域広域市町村圏事務組合 ☎0977-21-1126

平成26年度中に別杵速見地域広域市町村圏事務組合が行う入札の参加希望業者を受付けます。

【受付期間】 2月3日(月)～28日(金)

※郵送は2月28日必着

【業種】 物品、施設管理、建設工事、コンサルタント

【申請条件】 別府市の入札参加申請条件に準じます

※提出書類および提出方法などの詳細については、1月6日(月)から別杵速見地域広域市町村圏事務組合窓口や別杵速見地域広域市町村圏事務組合の公式ウェブサイト(<http://www.bekkihayami-oita.jp/>)に掲載いたします。